

世紀東急工業株式会社

代表取締役社長 平 喜一 殿

令和元年12月25日

株式会社ストラテジックキャピタル

代表取締役 丸木強

当社のアスファルト合材価格カルテル事件に係る「調査報告書」について

弊社は、当社の調査委員会が作成した本年12月9日付の「調査報告書」に目を通し、また、12月23日、当社の石田取締役と本件に関する面談を行った。一部は一昨日の面談でもお伝えしたが、次の通り、弊社の意見と提案をお伝えする。

1. 価格カルテルの具体的な実行内容

この報告書においては、課徴金の対象となった3年間のアスファルト合材に係る価格カルテル（以下「カルテル」という。）に係る具体的な実行内容について、全く記載されていない。また、この期間のカルテルの実行者名と責任者名についても記載されていない。これは、調査が行われなかった、または、意図的に記載していないかのいずれかであり、「調査報告書」に値しないものである。

当社の石田取締役からは、責任があるのは平成20年に9社会でカルテルの合意をした人物だとして説明を伺ったが、我々は、その後もカルテルを継続していた当社の担当者とその上席者にも大きな責任があると考えている。もちろん、これらの行為を放置していた経営陣にも責任はあるだろう。

2. 平成27年1月の別件での立入検査直後に本件実行行為を終了したが、公正取引委員会（以下、「公取」という。）に自主申告しなかったこと

当社には、カルテルが独禁法違反であるとの認識があったからこそ、別件である入札談合の立入検査があった平成27年1月27日をもって本件の実行行為を終了させたのである。平成27年1月の入札談合の立入検査の時点で、または平成28年4月の社内リニエンシー制度導入後、さらには遅くとも平成28年9月の立入検査の時点で、カルテルについて公取に自主申告していれば、本件に係る当社への課徴金はゼロであったはずである。

違法行為と認識してカルテルを終了させたにも拘わらず、平成27年1月27日以降に公取に自主申告しなかったのは何故か。また、この責任者を明らかにすべきである。

3. 平成28年4月に当社が導入した再発防止策においてカルテルの再発防止を軽視したこと

調査報告書には、「平成27年以降、・・・講じられた独禁法違反防止措置や対策は、入札談合に関するものであったことから、・・・本件のような製品の販売価格に関するカルテル防止は念頭になく、ほとんど対象とされていない（P.32冒頭。同旨P.33(4)、P.34第2段落）」と、カルテル防止が出来なかった言い訳が繰り返し記載されている。

しかし、当社は過去にも価格カルテル事件（P.17 昭和62年 東京、神奈川、千葉アスファルト合材協会に関する件）を起こしており、カルテルも念頭に置いて平成27年の再発防止策を策定しなかったことは重大な過失なのではないか。この責任者は誰なのか。

4. 本件の端緒となった平成28年9月の立入検査後に、事実確認できなかったこと

平成28年9月28日の公取の立入検査の直後であっても、しっかりした調査を行えば、カルテルが明らかとなり、平成29年2月28日の立入検査より前に公取に自主申告して課徴金をゼロにす

ることができた可能性が高い。

一昨日の石田取締役との面談において、平成28年9月28日の直後の調査の担当者は当時、内部統制推進部長の石田氏であり、その直属の上司は社長（現会長）であったことを確認した。

5. 再発防止策

この調査報告書に記載されている再発防止策は、現在の方策の延長線上でしかなく、わざわざ社外の有識者に依頼しなくとも社内で策定できたレベルのものでしかない。何故、もっと効果の高い再発防止策を検討しないのか。

我々は、次の通り、具体的な再発防止策を提案する。

① 同業他社との接触をできる限り回避する

➤ 業界団体への参加・他社との接触の禁止

原則として、実際の取引を伴う業務以外での同業他社との接触を禁止する。

➤ アスファルト合材の合弁工場の合弁解消

現在の合弁工場は、当社の持分を合弁相手に買い取ってもらう、または、当社が合弁相手の持分を買い取る。

② 同業他社と接触する機会は、実際の取引の場合に限定し、取引価格を監視する

➤ アスファルト合材の同業他社への売却または当社が同業他社から購入する際の契約の明確化。特に販売価格はコンプライアンス担当取締役が、その決定の根拠等を確認することなど。

③ 本件実行者・責任者への損害賠償請求

現状では、違法行為を行って会社に損害を与えても、実行者と責任者は責任を問われな
い。これでは、当社役職員に対し違法行為を行わない動機付けが弱い。当社の役職員

は、自己の成績を上げるために違法行為を行うかもしれず、これが露見しても責任を問われないのである。

違法行為を行えば、実行者や責任者に対し会社から損害賠償請求されることを明確にし、これを社内に周知させる必要があると考える。

6. その他

- カルテル実行者・責任者と本件を公取に事前申告しなかった責任者に加え、当時の社長（現会長）の責任は免れないと思う。
- この出来の悪い報告書作成のため、調査委員会の委員3名及び補助者4名に支払った報酬は無駄な支出であった。株主の立場としては、大変遺憾である。

以上